

平成18年第4回教育委員会記録

平成18年3月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年3月22日(水) 午前10時00分～午前11時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並区立師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一

学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明

社会教育スポーツ課長 赤井 則夫 済美教育センター副所長 杉田 治

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館次長 齋木 雅之

事務局職員 法規担当係長 石井 康宏 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 20名

会議に付した事件

(議案)

議案第10号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則

議案第11号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第13号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第14号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令
- 議案第32号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
- 議案第33号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程
- 議案第34号 平成18年度杉並区立学校の学期及び休業日について
- 議案第35号 平成17年度杉並区指定・登録文化財について
- 議案第36号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 杉並区立荻窪小学校校舎改築検討協議会報告について
- (2) 「風とみどりの施設づくり」検討委員会報告について
- (3) 学校給食の標準給食費の改定について
- (4) 区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成18年4月1日）
- (5) 上井草スポーツセンターにおける時間延長（試行）について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	6
議案審議	
議案第10号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則	6
議案第11号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第12号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第13号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第14号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
議案第15号 杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第16号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第18号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	11
議案第19号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	12
議案第20号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	13
議案第21号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則	13
議案第22号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	14
議案第23号 都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第24号 杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第25号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関	

	する規則の一部を改正する規則	15
議案第26号	杉並区上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則 の一部を改正する規則	15
議案第27号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	17
議案第28号	杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則	17
議案第29号	杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則	17
議案第30号	名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則	17
議案第31号	杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令	17
議案第32号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程	17
議案第33号	杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程	17
議案第34号	平成18年度杉並区立学校の学期及び休業日について	20
議案第35号	平成17年度杉並区指定・登録文化財について	21
議案第36号	教育委員会幹部職員の任命について	29

報告事項

(1)	杉並区立荻窪小学校校舎改築検討協議会報告について	23
(2)	「風とみどりの施設づくり」検討委員会報告について	23
(3)	学校給食の標準給食費の改定について	27
(4)	区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成18年4月1日）	30
(5)	上井草スポーツセンターにおける時間延長（試行）について	28
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	28

委員長 では、時間になりましたので、第4回教育委員会定例会を開催いたします。

冒頭申し上げますけれども、お二方から撮影の許可願いということで、申請が出ておりますので、許可したいと思います。冒頭のみ撮影ということで、よろしくをお願いします。

(写真撮影)

委員長 では、撮影の方、よろしいですか。

本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内しましたとおり、議案が27件、報告が6件となっております。大変な数になっておりますので、できるだけスピーディーに進めたいというふうに思います。

日程第27、議案第36号及び日程第28、報告事項の(4)はともに人事案件となっております。以上につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条」によりまして、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第36号の審議及び報告事項(4)の報告の聴取は非公開とさせていただきます。

また、審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語、雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

では、議案の審議に入ります。

まず、地方自治法及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規定整備ということで、日程第1、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」、日程第2、議案第11号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第12号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第13号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第14号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第15号「杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第16号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、一括してご説明をいたします。

最初に、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」について説明いたしま

す。

改正の理由でございますが、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、特別区人事委員会規則により定められていた事項について、新たに杉並区教育委員会規則として規定するため、制定するものでございます。

規則の内容でございますが、文言の修正は行いましたが、特別区人事委員会規則で規定されてきましたこれまでの内容と同じでございますので、大変恐縮ですが、資料として配付してございます規則概要に基づいて簡単に概略を説明させていただきます。

議案第10号の第1条は目的ということで、第2条が支給範囲の特例、第3条として交通用具として自転車、原動機付自転車、自動車等と、教育委員会が認める交通用具とすること。それから、第4条で支給対象期間として、4月1日から9月30日まで、10月1日から翌年の3月30日まで6カ月とする。

第5条におきまして、運賃等相当額の算出の基準につきまして、運賃相当額は運賃、時間距離等から最も経済的かつ合理的な方法、経路による運賃額とする。

次にまいりまして、第6条で運賃相当額の算出の基準ということにつきましては、通勤の経路、方法は往路と帰路と異なるものではない。

第7条におきまして、運賃相当額の算出の基準といたしまして、算定方法を1から3という形で定めてございます。

第8条として、自転車等利用者についての特例ということで、自転車等を利用できる職員の身体障害の範囲を定めてございます。

第9条でございますが、併用者の区分及び支給額といたしまして、運賃を負担して交通機関等を利用し、かつ自転車等を利用する職員の通勤手当の額を1から3のとおり定めるということでございます。

それから、第10条から第14条まででございますが、職員が異動等に伴って、新幹線等を利用しなければ通勤が困難となった場合、職員の通勤費のうち、特別料金等の2分の1相当額と特別料金を負担しないものとしたときの通勤手当の額の合計額を支給する制度の細目を定めてございます。

次に、第15条から第19条でございますが、通勤手当を支給された職員が、離職などの理由によって通勤手当を返納する場合について定めているものでございます。

施行日は平成18年4月1日。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第11号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、同じく「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴いまして、幼稚園教育職員の昇格及び昇給に関する基準を定めるためでございます。

改正の概要でございますが、第2条は、新たに昇給日及び勤務成績判定期間の定義を、第4条は、新たに職員となった者で幼稚園教育職員初任給基準表に定めがない者、経験年数等が一定の割合の者についての職務の級の定め方について、第4条の2は、新たに職員となった者の号給の調整について規定するものでございます。

第6条は、昇格の場合の号給を別表に定める昇格時対応号給表による号給によること、第7条は、降格の場合の号給を、第8条は、人事交流により異動した場合の号給の定め方を、第8条の2は、昇給日を毎年4月1日に、勤務成績判定期間を昇給日の前年の1月1日から12月31日までとすることを定めるものでございます。

次に、第9条でございますが、昇給に関する勤務成績の判定を勤務成績判定期間における勤務成績によることとし、極めて良好A、特に良好B、良好C、やや良好でないD、良好でないEとすることを規定するものでございます。

第10条でございますが、昇給の号給の上限を第8号給とし、昇給を抑制する場合、昇給をさせる号給数、最高号給に達する職員の号給を定めるものでございます。

第11条は、号数の加算措置ができる場合、第12条は、公務災害等により昇給する場合、第13条は、休職、育児休業中などの者についての昇給を行わないことを、第14条は、最高号給を受ける者の適用除外を、第16条は、職員が休職等から復職した場合の号給の調整について規定するものでございます。

別表第2及び別表第3の改正は、初任給基準及び昇格時対応号給について規定するものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第12号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

改正の理由でございますが、「地方自治法」及び「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、新たに地域手当を設けるということ、それから成績率による勤勉手当を管理職以外の一般職員にも適用することに伴い、改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第4条及び第6条は、管理職以外の一般職員の勤勉手当にも勤務成績の評価に基づく成績率と、減額事由に基づく減額率を適用するものでございます。

第10条、第12条、第15条は、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、調整

手当を地域手当に改めるものでございます。

施行日は18年4月1日。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第13号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

条例の改正は同じでございます。幼稚園教育職員の給料表が改正されたことに伴いまして、給料の号給に対応して支給される義務教育等教員特別手当の額等を改めるためでございます。

改正の概要でございますが、第2条は、給与条例の改正と同様に、最高号給を超えて給料月額を支給する職員に関する規定を削除するものでございます。

別表の改正でございますが、改正された職員の給料表の号給に対応した義務教育等教員特別手当の額を定めるものでございます。

施行日は、同じく18年4月1日でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第14号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第15号「杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第16号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案17号「杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」について、一括して説明いたします。

改正の理由、概要でございますが、地方自治法の改正による地域手当の創設に伴い、規則中の「調整手当」を「地域手当」に改めるものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

第14号、第15号、第16号、第17号については、すべて「調整手当」を「地域手当」に改めるものということで、一括して説明させていただきました。

委員長 それでは最初に、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 議案第10号は、原案どおり可決してご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第11号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

議案第11号について、ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第12号に移りまして、「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 確認なんですけど、今全部やっておりますのは、用語の訂正そういったものであって、内容的な変更というのは特にないんですね。

庶務課長 地域手当、それから調整手当の用語の訂正の部分と、それから最初の第10号につきましては、通勤手当規則を、これまで人事委員会で定めていたものを杉並区教育委員会の規則と定めるということでございます。

宮坂委員 内容的な問題の変更というのは。

庶務課長 第12号以下のところは基本的には、これまでと同じような形でやっています。特に第12号については、成績率の導入によって給料表が変わってございますから、それに合わせた改正と、あと地域手当と調整手当の関係での改正ということです。

委員長 では、お諮りしますけれども、議案第12号、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第13号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第13号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第14号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、特にございませんようでしたら、お諮りします。議案第14号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか、

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第15号「杉並区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。議案第15号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第16号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 議案第16号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第17号は、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第9、議案第18号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第18号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、庶務課及び学校運営課の分掌事務を改めるためでございます。

改正の概要ですが、第2条は、学校運営課職員係と給与福利係を統合し、教職員係とするものでございます。

次に、第5条でございますが、1点目は科学館の館長が常勤化されることに伴い、庶務課計画係の事務から科学館に関するものを削除する。2点目といたしまして、学校運営課の給与福利係

の事務である区立学校に勤務する職員及び指導主事の福利厚生に関するものを、政策経営部職員課に移し、職員係と給与福利係の事務を、新たに設置する教職員係の事務とするものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

委員長 ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第18号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第10、議案第19号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

同じく庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 議案第19号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、杉並区立中央図書館の窓口業務の委託に伴い、中央図書館の企画立案や調査研究機能を向上させ、高度化する図書館への区民ニーズに、より効果的に対応するため、担当係長を中心とした組織に改めるためでございます。

改正の概要でございますが、1、管理係でございますが、これまでの管理系の業務のうち、図書館の事業の総合的企画及び連絡調整に関すること等を企画サービス統括担当係長に、図書館における電子計算機の管理及び運営に関すること等を情報化・連絡担当係長に移管します。

次に、情報化・連絡担当係長でございますが、新図書館システムの導入やインターネットパソコンの設置など、図書館が抱える情報化の課題に対応するとともに、委託化される地域図書館との情報の共有化、及び区内大学図書館との連携を推進するために新たに設置するものでございます。

地域図書館開設準備担当係長については、これまでと同じでございます。

次に、企画サービス統括担当係長でございますが、従来のサービス係と資料係を合併して設置するものでございます。図書館資料の収集保管から提供までを同一の係で行うことにより、区民ニーズを反映した図書資料によるサービスを可能とするため行うものでございます。

次に、企画サービス担当係長でございますが、従来の団体・障害者サービス担当係長、児童サービス担当係長の分掌事務を引き継ぎ、子ども読書推進計画を中心とした児童の読書環境の整備

や、障害者及び中高年向けのサービスに関する業務を行うために設置するものでございます。

次に、協働推進担当係長でございますが、従来のNPO調整担当係長の分掌事務を引き継ぐとともに、ボランティアとの連携や協働を今まで以上に広い分野で進め、図書館の経営改革を推進するために設置するものでございます。

次に、調整相談担当係長でございますが、これまでの調査、相談機能の充実と、杉並資料室に関する業務を行うためでございます。

地域図書館についてはこれまでと同じでございます。

施行日は18年4月1日からでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第19号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第11、議案第20号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第20号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、杉並区教育委員会の非常勤職員のうち、調査員の職を廃止し、指導員等の報酬の額を職員の給与改定に合わせて改定するためでございます。

改正の概要でございますが、別表1及び別表2から、調査員(郷土資料調査担当)の職名を廃止する。別表2におきまして、非常勤職員の報酬の額を提案のとおり改定するものでございます。

施行日でございますが、18年4月1日からでございます。議案の朗読は省略いたします。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りしますが、議案第20号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第12、議案第21号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 議案第21号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、昨年12月、最高裁におきまして賃借建物の日常使用に伴う補修費用の負担を、賃貸人の負担とする旨の判決があったことに伴い、これまで杉並区教職員住宅において、賃借人の負担としていたこれらの費用についても、区が負担することが必要となったために、改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、維持費の負担について定める第15条の規定のうち、日常の使用により破損するもの、畳、ふすまなどの建具類の修繕費用を使用者の負担とする旨の規定を削除するとともに、用語の整備を行うものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第21号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第13、議案第22号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第22号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、杉並区立学校に勤務する講師の第一種基礎報酬額、講師の出勤及び経験等に応じて定める時間単位の報酬額を、都立学校の講師の基礎報酬額に合わせて改定するために行うものでございます。なお、都の改定は給与改定に伴うものでございます。

改正の概要でございますが、ご提案のとおり、経験区分ごとに20円から30円の引き下げを行うものでございます。

施行日でございますが、18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

大蔵委員 今の質問ではありませんけれども、経験年数というのは、非常勤で1年間勤めても経験年数に入るんですか。

指導室長 非常勤でも年間を通年という形で勤務しますと、それは経験年数ということで対応しております。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。議案第22号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、体育施設の管理等に関する規定の整備ということで、一括して審議をさせていただきます。まず日程第14、議案第23号「都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第24号「杉並区和田堀調整池庭球場の管理等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第25号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、議案第26号「杉並区上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議させていただきます。

同じく庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 議案第23号から第26号について、一括して説明いたします。

まず、議案第23号「都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第24号「杉並区和田堀調整池庭球場の管理等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由、概要でございますが、それぞれの施設につきまして、管理委託が終了し、区が直接運営することとなったことに伴い、規則中の「使用」を「利用」に改めるために行うものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第25号でございますが、「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、「杉並区体育施設等に関する条例」の一部が改正され、杉十小温水プールの管理委託が終了することに伴い、利用料金等の文言を改めるためでございます。

改正の概要でございますが、管理委託が終了し、利用料金制度でなくなることに伴い、杉並区立学校施設使用料条例を適用することとなり、「杉並区体育施設等に関する条例」に関する文言等を削除し、「利用料金」の文言等を「使用料」等に改めるためでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第26号「杉並区上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、上井草体育館駐車場の管理委託が終了し、指定管理者による管理が開始されることに伴い、指定管理者に関する準用規定を追加するためでございます。

改正の概要でございますが、第5条関係になります。管理委託団体についての利用料金の免除規定を削除し、使用手続きなどの規定を指定管理者に準用するため、「委員会」を「指定管理者」に読み替えをするための規定を追加するものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

以上でございます。

委員長 では、個々についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

最初に、議案第23号「都立和田堀公園野球場管理等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にございませぬようでしたら、お諮りします。議案第23号は、原案どおり可決して異議ございませぬでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませぬようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第24号「杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 ございませぬようでしたら、お諮りします。議案第24号は、原案どおり可決して異議ございませぬでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませぬようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第25号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第25号は、原案どおり可決して異議ございませぬですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませぬようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第26号「杉並区上井草体育館駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にございませんようでしたら、お諮りします。議案第26号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、井草社会教育会館の廃止等に伴う規定の整備ということで、日程第18、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第28号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第29号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第30号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第31号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」、日程第23、議案第32号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、日程第24、議案第33号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明お願いします。

庶務課長 議案第27号から33号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、井草社会教育会館の廃止及び科学館の館長が常勤化されることに伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

改正の概要でございますが、別表第1の科学館の専用教育委員会公印の用途を、他の常勤管理職を置く教育機関と同様に、使用承認事務以外の科学館の事務にも使用できるよう改め、別表第1の公印管守者から区立社会教育会館長、別表第2から社会教育会館及び社会教育会館長の公印のひな型を削るものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第28号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、井草社会教育会館が廃止されることに伴い、標記規則の題名を改め、規定の整備を行うため、備えつけ器具の一部を廃止するためでございます。

改正の概要でございますが、題名を杉並区立社会教育センター条例施行規則に改め、条文中の社会教育会館などの名称を削除し、文言を整理いたします。

次に別表第1、第1の2、第2、第3から井草社会教育会館を削り、別表第2から備えつけ器具であるテープレコーダーA及びBを削除いたします。

次に、第1号様式及び第2号様式乙からテープレコーダーA及びBを削除し、第1号様式丙及

び第2号様式丙を削除し、第3号様式、第4号様式、第5号様式中の社会教育会館の文字を削除いたします。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

次に、議案第29号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由は、同じく社会教育会館の廃止に伴うものでございます。

概要でございますが、題名を社会教育センター処務規則に、社会教育会館の名称等を削除して、社会教育会館に関する分掌事務等を削除するものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第30号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の題名が改正されたことに伴い、標記規則中の同条例の名称を改めるために規則の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、今申し上げたとおりでございます。

施行日でございますが、18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第31号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」について説明いたします。

改正の理由、概要でございますが、同じく井草社会教育会館の廃止に伴い、前行署名式から社会教育会館を削るため、改正を行うものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第32号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」について説明いたします。

改正の理由につきましては、井草社会教育会館の廃止及び科学館長の常勤化に伴うもので、決裁区分等を改めるためでございます。

改正の概要でございますが、決裁区分及び専決事項を定める第2条及び別表第3から社会教育会館を削除し、決裁区分を定める別表第1のうち科学館長の権限を他の課長並みとするため、庶務課長がその職務の一部を行う旨の備考を改めるものでございます。

施行日は18年4月1日でございます。議案の朗読は省略いたします。

次に、議案第33号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」について説明いたします。

改正の理由、概要でございますが、同じく井草社会教育会館の廃止に伴いまして、規程中の定義、環境管理責任者及びISO推進者について定める規定から、社会教育会館に関する規定を削除するものでございます。

施行日は18年4月1日からでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 では、個々にご審議お願いいたします。

では最初に、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にごございませんようでしたら、お諮りします。議案第27号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第28号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にごございませんようでしたら、お諮りします。議案第28号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第29号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にごございませんようでしたら、お諮りします。議案第29号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第30号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第30号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第31号「杉並区立教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にごございませんようでしたら、お諮りします。議案第31号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第32号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りしますが、議案第32号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第33号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声)

委員長 ごございませんようでしたら、お諮りします。議案第33号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第25、議案第34号「平成18年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を上程し、審議させていただきます。

指導室長、ご説明をお願いします。

指導室長 議案第34号「平成18年度杉並区立学校の学期及び休業日について」、議案を提出いたします。

理由でございますけれども、平成18年度の教育課程届を受理するに当たりまして、各学校から学期及び休業日の変更あるいは設定の申請がありまして、これを承認する必要があるためでございます。

概要でございますが、1ページをおめくりいただきまして、まず学期の変更につきましては、小学校1校、中学校3校、計4校、資料にお示ししたとおりの学校が学期の変更を申請してございます。

続きまして、休業日の変更につきましては、幼稚園6園、小学校7校、中学校14校、計27校・園で、それぞれの休業日の変更の申請がございます。詳細は資料のとおりでございます。

最後に、休業日の設定についてでございますが、これは小学校1校、中学校1校、計2校が秋季休業日の設定ということで申請がございました。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第34号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第26、議案第35号「平成17年度杉並区指定・登録文化財について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長、ご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第35号「平成17年度杉並区指定・登録文化財について」、右の議案を提出する。1枚おめくりいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、杉並区文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、同条例第14条の規定に基づき、杉並区指定文化財及び登録文化財とするため提案するものでございます。

指定文化財が2件でございます。以後、それぞれの指定文化財の説明が入っておりますが、概略を説明させていただきます。

まず、指定文化財でございますが、立教女学院・聖マーガレット礼拝堂でございます。杉並区久我山4丁目29番60号、立教女学院内でございます。

立教女学院の聖マーガレット礼拝堂についてですが、立教女学院は関東大震災の後、昭和5年に築地から現在地に移転してきたものでございます。聖マーガレット礼拝堂は、昭和7年に竣工した鉄筋コンクリート造の礼拝堂でございます。設計は聖路加国際病院などの設計をしたJ・V・W・バガミーニによる古典的なロマネスク様式を基調としたデザインで、正面入口部に玄関廊を設け、聖堂内部は身廊と側廊を設けた三廊形式であります。現在でも時折オルガン演奏会な

どが催され、区民にも開放されている施設でございます、学院にはバガミーニによる当時の設計図面一式も保存されており、建築学上極めて貴重な資料であるものでございます。

後ろから2番目に、カラーで写真がつけてございます。上の部分でございます。

次に、やはり指定文化財で、力石並びに板絵着色力石持上図でございます。こちらについては、田端神社の所有でございます、杉並区荻窪1丁目56番10号でございます。

力石並びに板絵着色力石持上図でございますけれども、力石の起源はその年の豊凶を占う石占いの一種でございます、昔は若者たちが普段の遊びや神社の祭礼のときに力石を担いで競い合い、力試ししたものでございます。区内の力石では、春日神社の14個が登録文化財となっておりますが、田端神社の力石は11個のうち、大正6年11月に奉納された9個が田端村に住む、都内でも有名な石担ぎの横綱になった人の入隊記念の石担ぎ大会で奉納されたものでございます。これらの力石に一部朱が塗られていた痕跡が残っており、奉納されたときには、彫られた文字のすべてに朱が塗られていたことがわかります。

板絵着色力石持上図は、45cm×32cmの中型の絵馬で、ふんどし姿で力石を持ち上げる若者と神社の社殿、鳥居及び地面に置かれた3個の力石が描かれております。絵には、若者が力石を持ち上げる様子が詳細に描かれており、力石を担ぎ上げる方法の1つが明らかになる貴重な資料といえます。これが後ろから2枚目の写真でございます。

次に、登録文化財でございます。これにつきましては、中野村、高円寺村、馬橋村三ヶ村用水記念碑でございます、概略説明させていただきますと、天保3年、干ばつにより水不足となったことから、3カ村に水を供給するため、用水路が改作された。用水路は、善福寺川から一旦成宗弁財天にあった弁天池に落とされ、杉並区役所の東側を通り、馬橋村、高円寺村を経て桃園川に流れ込んでいたものでございます。この間、全長3.5キロに及ぶうち約半分が暗渠でありました。江戸近郊には珍しい事例であり、記念碑はこの用水路の改作を記念して、明治13年に立てられたもので、用水路の残っていない今日でも、その痕跡を示す重要な資料でございます。これにつきましては、写真が最後のページに載っております、一番上でございます。右側の方に、そこに書いてあるものが拡大してございます。

次に、同じく力石、これは井草八幡宮の16個と、それから大宮八幡宮の14個でございます。井草八幡宮の力石につきましては16個ありますが、幕末期から大正7年までに奉納されたもので、「井草八幡宮誌」によれば、井草八幡宮にはそのうち2つ、幕末期に紀州家に入入りしていた上井草村の小美野豊次郎が力持ちで、殿様御前でこの石を担ぎ上げたので下賜せられ、それを神社に奉納したという伝承を紹介してございます。

また、同誌大正7年10月1日の記事には、例大祭の時に、氏子の中の力持ちが社前で石担ぎを

演じ、その力を競い合い、その際に用いた4つの力石を奉納したことが記録されております。

大宮八幡宮の力石につきましては14個ございます。明治期から大正期までに奉納されたもので、14個の力石のうち明治43年のものに、カタカナで「イ」と刻まれ、年代の明記されていないものうち4個に重い順に「ロ」から「ホ」までの記号が刻まれていることから、この5つが同時期に一括で奉納されたものと考えられる。また、同一人物が年を追うごとに重い石を奉納しており、自己記録を更新し、そのたびに力石を奉納し続けていたことがわかるものでございます。

以上、概略を説明させていただきました。以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 どうして突然、力石がそんなに注目されるようになったんですか。

社会教育スポーツ課長 従前も春日神社の力石については、登録文化財であったんでございますけれども、この辺につきましては、よく力石の調査をいたしましたらば、この中で朱塗りになっていたり、基本的にはこれも登録文化財になるだろうということで、特にほかの田端神社のものについては絵馬もあるということで、区の中でも貴重な文化財を登録なり指定していこうということの中で、この力石が持ち上がったものでございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ございませんようですので、議案第35号は原案どおり可決いたします。

では、次に日程第28、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「杉並区立荻窪小学校校舎改築検討協議会報告について」、「『風とみどりの施設づくり』検討委員会報告について」、以上2件を一括して、学校適正配置担当課長からご説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 報告2つでございますが、関連しておりますので合わせて1本で報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。「杉並区立荻窪小学校校舎改築検討協議会報告について」ということで、添付資料1、2と報告書本文をつけてございます。

検討経過でございますが、荻窪小学校の移転改築に当たりまして、平成17年7月に校舎の改築検討協議会を発足し、これを3月までに9回ほど基本計画の策定のための検討を行いました。報告がまとまりましたので、その内容について説明をいたします。

委員は25名、地域の方々や、また学校の保護者並びに学校の教員で構成をいたしております。

3点目、報告の概要でございますが、内容は記載のとおりでございます。鉄筋コンクリート造3階建て、一部4階建てと。延べ床面積でございますが、約8,200㎡程度でございます。配置計画並びに改築基本方針は記載のとおりでございます。

今後の予定といたしまして、平成18年度は詳細の実施設計を行い、19年、20年で建設をしていきたいというふうに考えてございます。

では、報告の添付資料でございますが、資料2の基本計画案をご覧ください。左側が配置並びに1階の平面図でございます。右側は、2階から3階、4階、B階の平面図でございます。

当該地は1万1,000㎡ほどの土地でございますが、ほとんど平たんでございます。ただ、一部用地買収が今年の3月に終わったところは、まだ営農地、畑でございまして、1段1mぐらい低く、南側が下がっているところでございます。北側、南側、東側、西側とも既存の住宅群で囲まれてございまして、もともとはテニスクラブだったところを用地買収したものでございます。

この道路づけは西側にバス通り、公道6.36mの道があり、また南側に6mの道がございますが、一部接してございますので、ほとんど西側からがメインの出入りになってございます。今現在は全くの更地でございまして、植栽等が既存の樹木でございまして、何もないところに校舎を建てるわけですので、周辺への影響を考えてかなりの離隔をとってございます。

学校規模でございますが、18学級でございます。今後とも18学級ないしは17学級程度で推移をするということで、小学校の適正規模が12学級から18学級というふうに定めてございますので、大体18学級前後で推移するのではないかとといったような規模を設定してございます。

体育館を、学校の一番西側に配置をいたしまして、公道側からのサービスといいたしでしょうか、それをうまく連絡するような形で、給食室も西側に配置をしてございます。

教室は、中央部分から東側のところに3教室が1学年のまとまりで、1階から3階までなっております。基本的に考え方は、方位が真南ではなく、方位が少し西側に振れてございますが、校庭の日照を確保するというのと、その確保された校庭に普通教室等を面して、子どもたちの通風や採光、そういったものを最優先に考えている内容でございます。

周辺はかなりあきまして、この既存のみどりとまた新たに植えるもので一体化して造ってきたいというふうに考えてございます。

また、普通教室に付属してワークスペースを配置するというのと、並びに多目的ホール、それからランチルーム、それからラーニングセンターというのが2階に書いてございますが、ここは視聴覚、図書、それからパソコン、これを一体とした部屋としてまとめて、子どもたちが自ら調べ自ら学ぶといったようなところを中心に据えていきたいというふうに考えてございます。

なお、特別教室につきましては、体育館の南側等に理科室並びに音楽室等を配置してまいります。また、周辺への影響を配慮いたしまして、通常は周辺に配置する機械類でございますが、地下に掘り下げまして、電気室であるとか機械室を地下に設けてございます。このような大体の配置計画になってございます。

現在、この案を近隣の方々にご説明をしているといった段階でございます。協議会としては、この案を基本計画案としておまとめいただき、教育委員会に報告をいただく。区としては、これらを参考にしながら、基本計画としてまとめていきたいというふうに考えてございます。

また、その後、周辺への説明を行いながら、実施設計を進めていきたいというふうに考えてございます。報告書本文につきましては、後ほどご覧いただければというふうに思います。

次でございますが、「『風とみどりの施設づくり』検討委員会の報告について」ということで、この内容につきまして説明をいたします。

今年度でございますが、児童生徒の健康を考えて、かつ夏季、夏の間にご過ごしやすくする環境に配慮した学校や児童施設づくりについて、関係部署からなる検討委員会を設置しました。それらにつきまして検討結果がまとまりましたので、ご報告をいたします。

検討の概要でございますが、「風とみどりの施設づくり」の基本的な考え方としまして、区の施設づくりにおきましては、みどりや建築自体の工夫を適切に組み合わせ、最大限できる限り快適な室内環境とする。その後、不足部分につきましては「涼房装置」、これ冷房とまぎらわしいでございますが、夜間冷気など、夜間に外の空気を室内側に取り入れるといったようなことで、涼しさを呼び込むといったような装置などを設けながら、快適な室内環境を構築したいというふうに考えております。また、あわせてこういった手法による環境づくりを通して、子どもたちをはじめとする区民に対しての環境教育や、環境についての啓発をも行っていきたいというふうに考えております。

具体的に何をするかということでございますが、自然採冷、エコスクールの指針として、日射の遮断。また、断熱、風通しを良くする。また、気化熱により気温を低下させる。また、雨水流出を抑制するというので、グラウンドに極力水を溜めながら、浸透性のあるものを使っていきたい。それから、自然エネルギーを活用する。これはソーラーパネルとかそういったものでございますが、こういったものを組み合わせしながら、学校等、児童施設も含めてですが、今後の改築並びに改修を考えていきたいということでございます。

3点目でございますが、これらの施設づくりのマネジメントの実施としまして、指針に基づきまして計画を作成し、実施・運営をし、また検証をしていくと。また、次のものに反映をしていくというようなことをしていきたいというふうに思っております。

今後の対応でございますが、現に高井戸小学校、方南小学校は今年の7月に着工の予定でございます。これらの改築物件につきましては、こういった内容のものを取り込みながら実施していく。また、今年の夏の工事でございますが、杉並第七小学校で外壁の工事を行います。これにあわせて日射を遮断するためのひさしを作っていくというふうなことを考えております。

裏面でございますが、既存事業として、校庭緑化の問題や、屋上の緑化、また壁面の緑化、雨水流出抑制対策、これらにつきましては、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

別添の報告書につきましては、後ほどご覧いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

委員長 では、最初に「杉並区立荻窪小学校校舎改築検討協議会報告について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、ありがとうございました。

次に進ませていただきまして、「『風とみどりの施設づくり』検討委員会報告について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ちょっとお伺いしますけれども、敷地があって校舎があって、それらについてはよく検討されていると思うんだけど、その周辺地域とどういうふうに関連づけるかとか、例えば、要望であれそういうのが出てくると、その周辺地域の都市計画とか諸整備につなげていくことができる。そうすると、風とみどりのというのが、もうちょっとベースが広がってくると思うんですけども、その辺の話はなかったですか。

学校適正配置担当課長 実際は、みどりの関連部署もこの検討協議会には入ってございまして、お話はいろいろとさせていただきました。

基本的には、学校施設のおしきせの中での検討ではございましたが、やはり領域を広げて、地域にあるみどりの連絡をどういうふうにネットワークするのかなといったようなことでのお話がございました。また、この中にございますが、東京電力がいろいろと協力といいましょうか、風の通る道を探っていくというふうなことで、特に高井戸の環状八号線のところからどういうふうに風が流れていってほかへ出てくるのか、といったようなものを計測したいというふうなことのお話がございました。

今後、学校の植栽をする、特に荻窪小学校は、かなり周辺を緑化します。南側に公園もあり、中学校もあるということでは、バス通りはかなりみどりがございますので、そういったようなことを今後の検討の中で視野に入れておく必要があるかなというふうに思っております。

一応、報告の中ではそこまではちょっと書き入れませんでした。が、視野としては、そういったまちの中の街区単位でのみどりの連絡みたいなものも必要であるということは、認識はしてございます。

委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、報告聴取をしたことにいたします。

続きまして、「学校給食の標準給食費の改定について」のご説明、学務課長からお願いします。

学務課長 私の方から、「学校給食の標準給食費の改定について」ご報告をさせていただきます。

1のところ、平成18年度標準食単価ということで、小学校で3区分、中学校で1区分書いております。このとおり、それぞれの段階に応じて、小学校は3円、中学校は2円値上げをすることということでございます。

その背景としては、2の改定の理由の方に書いてありますとおり、1点目、まず主食の方でございますけれども、この間、お米の価格が約6%安くなった、あるいはパンの種類等の変更ということで、これは実際の購入実態に合わせて、小さいものに設定する、そういうことも通じまして0.4円下げることができたというのがございます。

その一方で、2番、3番は値上げの方でございますけれども、牛乳につきまして供給価格の値上がりがございます。これで0.97円の値上げが必要になったということがございます。もう一点、おかずの方につきまして、17年度の購入実績、それから消費者物価の上昇率の見通しから2.31円の値上げが必要であるということで、トータルとして平均で3円の値上げが必要になったということでございます。

この内容につきましては、今後各学校の方へ通知し、周知を図るという予定でございます。なお参考として、この間の給食費の推移を載せさせていただいております。前回は平成16年度に値上げをしたということでございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 中学校の方が2円の値上げで済むのはどうしてですか。

学務課長 これは、小数点以下の数値の関係もあろうか思います。

宮坂委員 値上げする場合は、民間委託している場合には、そちらの方と話し合いというのが事前にやられているのですか。

学務課長 民間委託の学校も直営の学校も、この給食の食材の購入につきましては、すべて学校が

やっております。ですので、委託、委託していないは全く影響はございませんので、そのご心配はございません。

委員長 ほかに、ございますか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんようでしたら、これについてはこれで終わりにします。ありがとうございます。

続きまして、「上井草スポーツセンターにおける時間延長（試行）について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上2件を一括して、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 まず、「上井草スポーツセンターにおける時間延長（試行）について」、ご報告いたします。

実施時期が平成18年4月1日から19年3月31日までございまして、上井草スポーツセンターの中の上井草温水プールとトレーニングルームを、従前ですと午前9時から午後9時までであったものを、午後11時まで2時間の延長をするものでございます。なお、日曜、祝日を除いてございます。

この実施理由でございますけれども、指定管理者から、多くの方がスポーツを行うためには、利用者のライフスタイルに対応した営業時間の設定が必要との提案と同時に、上井草スポーツセンターの立地の特性から、駅に近いものでございますから、仕事帰りにゆとりを持って運動できる夜間時間帯の利用時間を延長して、利用者の拡大とサービス向上を目指していくものでございます。

以上が、上井草スポーツセンターの時間延長についてでございます。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございしますが、新規については4件ございます。

まず1ページ目でございますけれども、新規が3件でございます。杉並区ソフトバレーボール連盟の「第15回ソフトバレーボール審判講習会」、それから、杉並海洋少年団の「親子・ Cutter・カヌー体験教室」、同じく新規で、杉並区スポーツ・レクリエーション協会の「さわやかスポ・レク大会」でございます。以上、すべて後援でございます。

それから、新たにもう1件でございますけれども、こちらにつきましては、5ページ目をお開きいただきたいと思っております。新規の後援でございまして、杉並少年ラグビースクールの「第8回日豪ジュニアラグビースクール」でございます。

以上の4件でございます。

委員長 では最初に、「上井草スポーツセンターにおける時間延長（試行）について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

（「なし」の声）

委員長 では、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、これについてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声）

委員長 では、意見聴取をしたことにいたします。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、これからは非公開の審議に移りたいというふうに思っています。

庶務課長、では。

庶務課長 これから非公開となりますので、次回の日程についてご報告をさせていただきたいと存じます。

次回の日程でございますが、4月12日水曜日、午後2時ということでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長 では、4月12日水曜日、午後2時ということで、次回よろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが傍聴人の皆様方、ご退出のほどよろしくお願ひいたします。

（傍聴人退出時、複数の不規則発言あり）

（傍聴人退出）

委員長 では、審議を再開いたします。

日程第27、議案第36号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第36号「教育委員会幹部職員の任命について」、ご説明いたします。

2枚目をご覧ください。読み上げをさせていただきます。

教育委員会幹部職員の任命について、平成18年4月1日付。以下、新任職、氏名、異動等、前任職等という順で読み上げさせていただきます。

教育委員会事務局学校適正配置担当部長、小澄龍太郎、異動、保健福祉部参事<杉並区杉並保健所健康推進課長（統括課長）事務取扱>。

教育委員会事務局参事<教育委員会事務局学校適正配置担当課長（統括課長）事務取扱>、吉

田順之、昇任、教育委員会事務局学校適正配置担当課長（統括課長）。

教育委員会事務局庶務課長（統括課長）、松岡敬明、昇任、教育委員会事務局指導室長。

教育委員会事務局学校運営課長（統括課長）、井口順司、昇任、教育委員会事務局学務課長。

教育委員会事務局学務課長、渡辺幸一、異動、特別区人事・厚生事務組合人事企画部勤労課長。

教育委員会事務局指導室長、種村明頼、異動、東京都教職員研修センター研修部企画課。

杉並区立科学館館長、渡邊昇、任期付職員・特別区人事委員会承認申請中でございます。現職は非常勤職員ということでございます。

杉並区立済美教育センター所長、根本信司、異動、財団法人杉並区勤労者福祉協会常務理事。

杉並区立済美教育センター副所長、植田敏郎、昇任、杉並区杉並保健所健康推進課救急医療係長（総括係長）。

教育委員会事務局参事〈財団法人スポーツ振興財団派遣〉、金子正、異動、特別区人事・厚生事務組合派遣〈特別区職員研修所参事講師〉。

理由でございます。教育委員会幹部職員について、人事異動等により新たに任命する必要がある。

資料といたしまして履歴書をつけてございますので、審議の参考としていただければと存じます。

以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 この任命については、私は特に何も意見はありませんが、お変わりになる方、上原さんとか和田さん、それから済美教育センター副所長など、どこへいらっしゃるのか参考までに教えていただけますか。

教育長 異動の内示が、今日の午後1時に出ますので、それまでちょっと伏せておきたいのですが、午後以降、お知らせできると思います。

委員長 ご意見、ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声）

委員長 では、議案の第36号は、議案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決をいたします。

最後に、報告事項の（４）、「区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成18年4月1日）」の説明を、指導室長からお願いします。

指導室長 それでは、平成18年4月1日付の発令の小・中学校校長、副校長の人事につきまして、

お手元に資料一覧を示したとおりとなっております。

ちなみに、人事異動の数でございますが、小学校校長につきましては9名、小学校副校長につきましては17名、中学校校長につきましては8名、中学校副校長につきましては9名となっております。

うち何名かはいわゆる内転といいまして、区内での異動ということになっております。また、今回、地域運営学校設立に伴いまして、地域運営学校の学校運営協議会からの意見をもって管理職を充てたというケースが中学校2校ございます。

簡単ではございますけれども、私から以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 校長、副校長以外の、それ以下の教員の異動というのはどのぐらいありますか。

指導室長 新規採用をこれからまだ採らなくてはいけないところがあつて、まだ全部の数はまとめていないんですけれども、大体例年並みぐらいというところですよ。

大藏委員 何人ぐらいの異動ですか。

指導室長 大体、小学校で70名前後、中学校で30名前後ということになりましょうか。また、詳細が出次第ご報告申し上げます。

宮坂委員 内容がここで質問すべき内容ではないかもしれないんですけれども、2学期制をやっている学校がありますよね。そこに今度、新しくもし校長先生が来て、その校長先生がやはり3学期が良い、あるいは、2学期にしたいという場合は、どういうふうな処理というのを考えていますか。

指導室長 少なくとも来年度につきましては、今年度中にその決定届けを受理するというところから、申請されたとおりの形になります。

仮にそこの管理職が異動があつて、新たな学期制をやりたいと、逆に2学期制だったところを3学期制に戻したいという意向があれば、当然、保護者でありますとか児童・生徒等々十分な説明をして、変更になることはあり得ると考えております。

宮坂委員 新任、新しく来る校長先生あるいは副校長先生は、事前にこの学校はこうだという何か説明みたいなのはあるんでしょうね、当然。

指導室長 はい。管理職につきましては、3月9日以降地区間の連絡をしても良いということになっておりまして、その中で引き継ぎ事項として、そのあたりについては十分情報交換をしているものと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ほかにございませんようでしたら、用意されました議題と報告、これですべて終わりました。

どうもありがとうございました。